

入札のご案内

令和5年度 第1回立木資格付一般競争入札

入札日 8月28日（月）

入札開始 10時00分

入札締切 10時05分

開札 締切後即時開札



上越森林管理署

〒943-0172 上越市大道福田555番地

電話 025-524-2180

令和５年度 第１回
立木資格付一般競争入札のご案内

拝啓

盛夏の候、皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から国有林野事業の業務運営に対し、格別なご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご案内のとおり、令和５年度第１回立木資格付一般競争入札を８月２８日（月）に実施することといたしました。

公売に先立ち、７月３１日（月）に現地案内を計画しておりますので販売物件を熟覧のうえ、入札にご参加下りますようご案内申し上げます。

敬具

上越森林管理署長 田 中 直 哉

公 売 公 告

令和5年7月14日

分任契約担当官

上越森林管理署長 田中 直哉

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和5年8月28日（月）

入札開始 10時00分

締切 10時05分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

上越森林管理署 会議室

3 郵便入札

認めます。

（1）送付場所 〒943-0172

新潟県上越市大道福田555番地 上越森林管理署

（2）到着期限 8月25日（金） 15時00分必着。

上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

（3）その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と
朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

4 入札物件

（1）次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（皆伐・主伐）

エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分

オ 搬出期間

力 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件毎の(特約事項・入札条件等)については、別添「特約事項」を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書(林産物の売払)」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- (3) 関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」(別紙1-1)の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任

状」（別紙１－２）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」（別紙２）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

（２）無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに談合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が２通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙３）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

（３）落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が２名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

１０ 契約の成立及び締結期限

（１）契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

（２）契約の締結期限は令和５年９月６日（水）までとします。

１１ 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して２０日以内とします。

１２ 代金の延納

（１）１件の売払契約代金が１５０万円以上の物件において、国の所有に属する物品

の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。（年利1.00%）

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

（2）延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。

（3）延納期限は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内とします。

1.3 物件の引渡

（1）物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。

（2）物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を上越森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。

（3）引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を上越森林管理署長に提出して下さい。

1.4 各規程等の閲覧場所

（1）販売物件明細書、契約書（案）

ア 販売物件明細書：上越森林管理署ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書（案）：上越森林管理署で閲覧して下さい。

上越森林管理署のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/joetu/index.html>

（2）各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、上越森林管理署業務グループ（経営担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

1 5 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙 3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。

1 6 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

上越森林管理署 総務グループ

電話番号 025-524-2180

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

入札物件一覧表

物件 番号	森林 事務所	市町村	国有林	林小班	林齢	法令制限	樹種	面積 (ha)	本数 (本)	材積 (m³)	伐採種	備考
1	妙高	妙高市	五万戸	24う3	70	防風保安林 普通共用林野	スギ外	1.58	420	341.45	複層伐	伐採率48% (伐採面積：0.76ha)
2	高田	上越市	三角山・ クラガリ	83き1 み ひ	94 91 91	水源かん養 保安林	スギ	1.26 3.15 0.35	102 163 13	168.34 286.74 16.04	間伐	
計									698	812.57		

現地案内

現地案内を下記の日程により行います。多数のご参加をお待ちしております。

物件番号	現地案内日時	集合場所	案内者
1	7月31日（月） 午前10時00分集合	国立妙高青少年自然の家 第1 駐車場 （新潟県妙高市関山6323－2） ※1 本件について、集合場所（国立妙高青少年自然の家）への直接のお問い合わせはご遠慮ください。 ※2 集合場所及び現地にお手洗いはありませんのでご了承ください。	森林官（妙高） 妙高森林事務所：0255-82-4850 上越森林管理署：025-524-2180 当日：090-1405-1201



物件番号	現地案内日時	集合場所	案内者
2	7月31日(月) 午後1時10分集合	光ヶ原高原センター 駐車場 (新潟県上越市板倉区関田1046) ※1 集合場所及び現地にお手洗いはありませんのでご了承ください。	首席森林官(高田・糸魚川) 高田森林事務所: 025-524-2190 上越森林管理署: 025-524-2180 当日: 090-1405-1201



販売物件明細書

物件番号		1							
物件所在地		新潟県妙高市大字関山字五万戸国有林 2 4 う 3 林小班							
森林事務所		妙高森林事務所							
面積	林齢	林名区分	伐採種	樹種	種類	材種	本数 (本)	材積 (m³)	搬出期間
0.76ha	70年生	国有林	複層伐	スギ	生立木	一般材	246	272.77	36ヶ月
				一般材計			246	272.77	一般材
									平均直径
				スギ	生立木	低質材	159	65.11	38cm
				L	生立木	低質材	15	3.57	
				低質材計			174	68.68	
合計							420	341.45	

スギ一般材立木径級別本数内訳

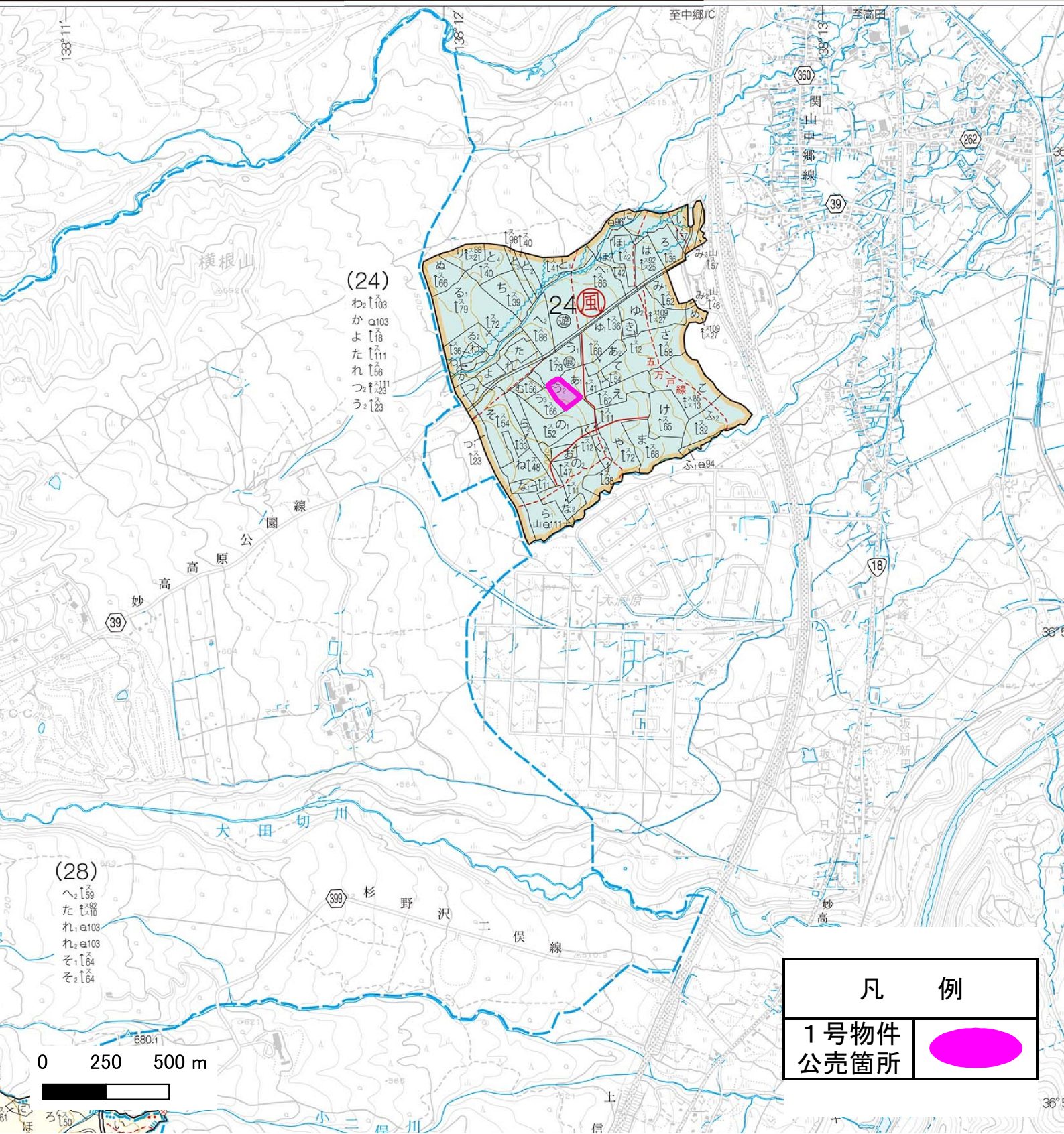
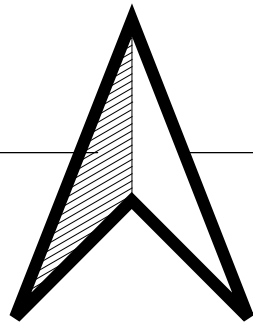
径級 (cm)	本数 (本)	径級 (cm)	本数 (本)	径級 (cm)	本数 (本)	径級 (cm)	本数 (本)
22	5	40	26	58			
24	7	42	22	60			
26	14	44	23	62	2		
28	17	46	16	64	1		
30	9	48	9				
32	12	50	7				
34	18	52	4				
36	23	54	6				
38	22	56	3			合計	246

メモ

	入札者	入札金額
1 番札		
2 番札		
3 番札		

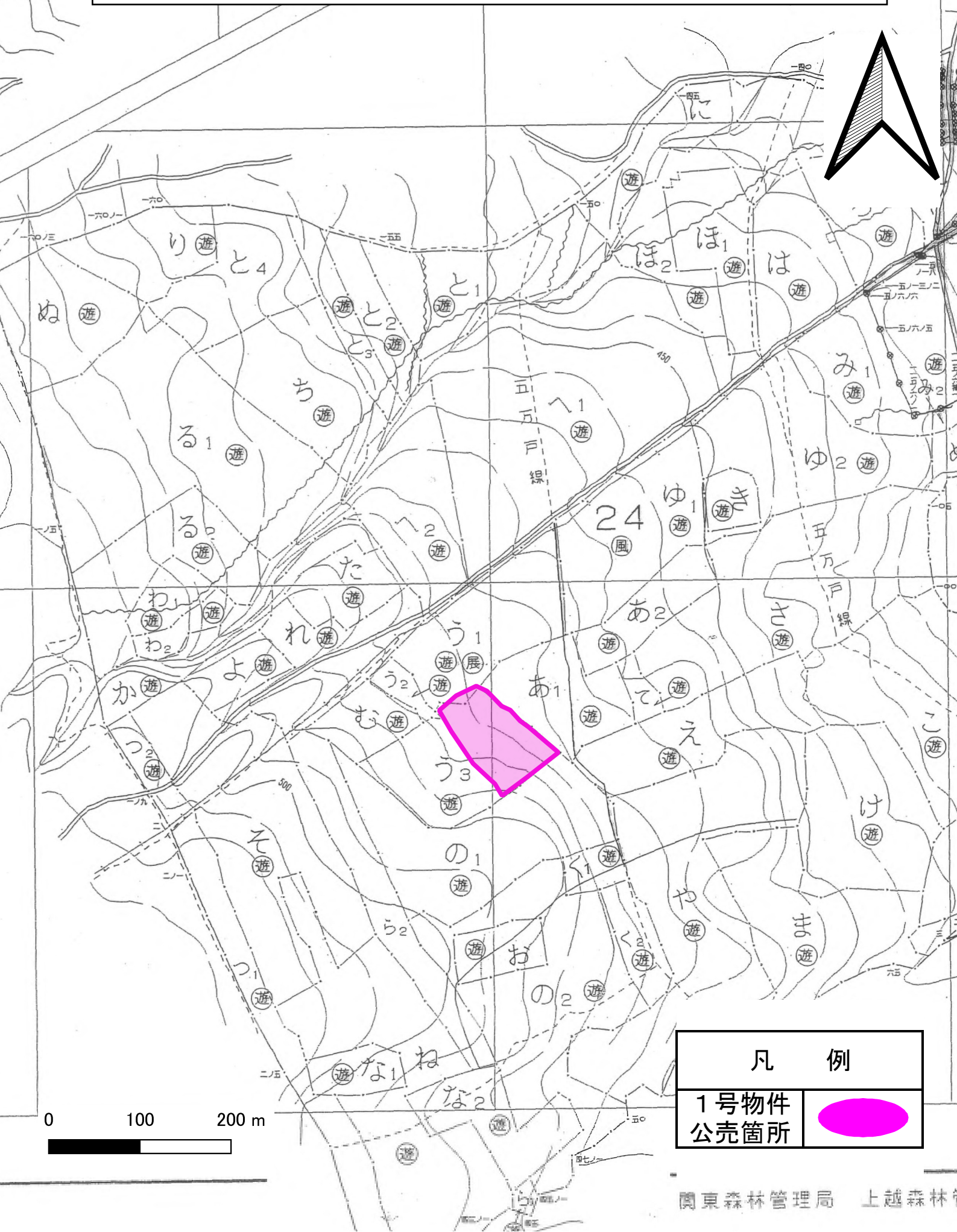
1号物件 位置図

新潟県妙高市大字関山字五万戸国有林24う3林小班



1号物件 区域図

新潟県妙高市大字関山字五万戸国有林24う3林小班



凡 例

1号物件
公売箇所



令和5年度上越森林管理署 第1回立木公売



1号物件 24う3林小班



1号物件 24う3林小班

保残木（広葉樹）は白テープで
表示しています。



1号物件 24う3林小班

販売物件明細書

物件番号		2							
物件所在地		新潟県上越市板倉区筒方字三角山・クラガリ国有林83き1、み、ひ林小班							
森林事務所		高田森林事務所							
面積	林齢	林名区分	伐採種	樹種	種類	材種	本数 (本)	材積 (m³)	搬出期間
1.26ha (き1小班)	94年生	国有林	間伐	スギ	生立木	一般材	68	123.12	36ヶ月
				一般材計			68	123.12	一般材
									平均直径
				スギ	生立木	低質材	34	45.22	50cm
				低質材計			34	45.22	
3.15ha (み小班)	91年生	国有林	間伐	スギ	生立木	一般材	92	179.36	36ヶ月
				一般材計			92	179.36	一般材
									平均直径
				スギ	生立木	低質材	71	107.38	52cm
				低質材計			71	107.38	
0.35ha (ひ小班)	91年生	国有林	間伐	スギ	生立木	一般材	6	7.20	36ヶ月
				一般材計			6	7.20	一般材
									平均直径
				スギ	生立木	低質材	7	8.84	68cm
				低質材計			7	8.84	
合 計							278	471.12	

スギ一般材立木径級別本数内訳

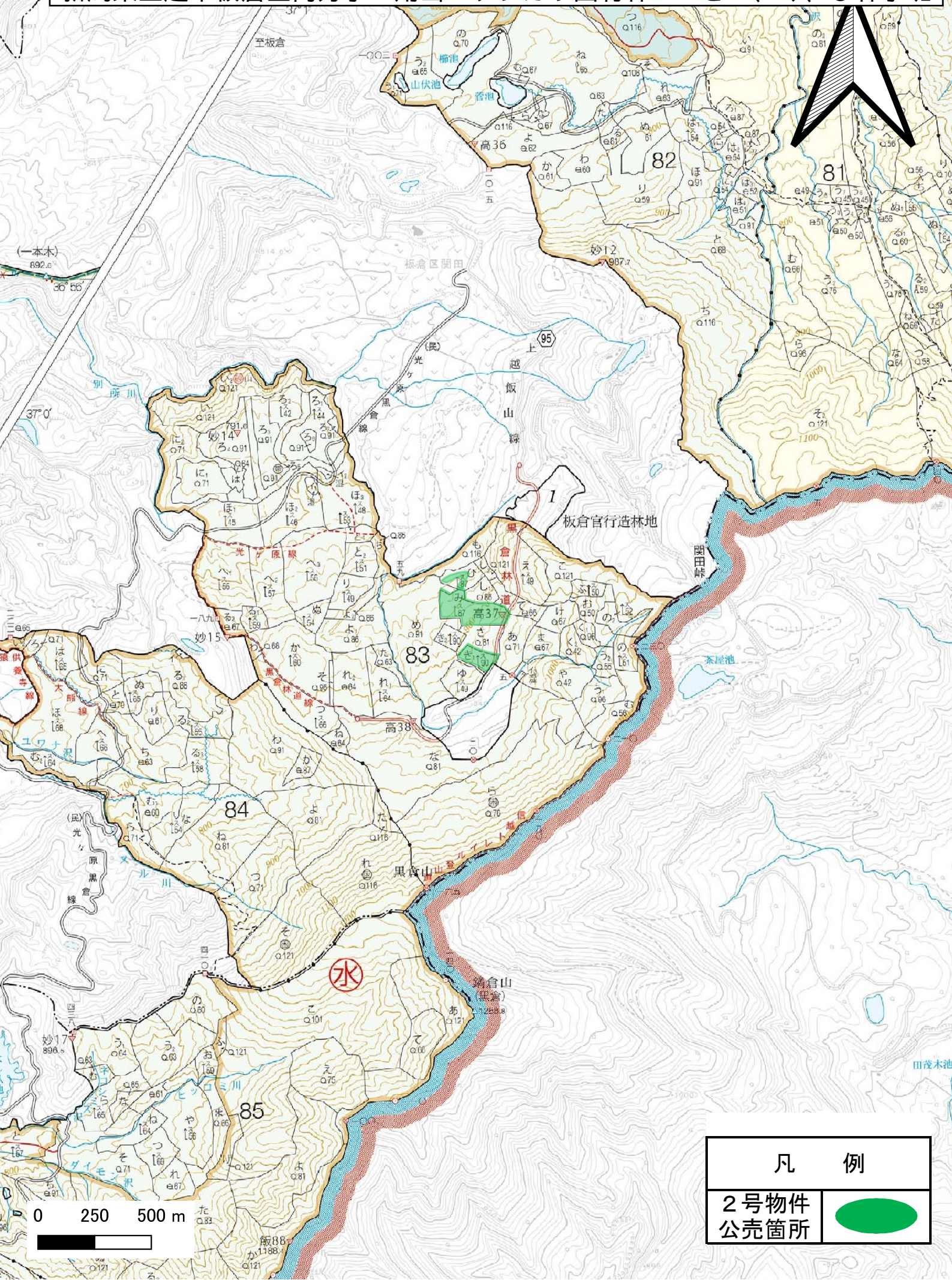
径級 (cm)	本数 (本)	径級 (cm)	本数 (本)	径級 (cm)	本数 (本)	径級 (cm)	本数 (本)
28	1	46	8	64	5	82	
30	1	48	15	66	5	84	1
32	2	50	17	68	3		
34	5	52	15	70			
36	3	54	13	72	1		
38	3	56	7	74			
40	8	58	16	76			
42	8	60	11	78			
44	7	62	11	80		合 計	166

メモ

	入札者	入札金額
1 番札		
2 番札		
3 番札		

2号物件 位置図

新潟県上越市板倉区筒方字三角山・クラガリ国有林83き1、み、ひ林小班



凡 例

2号物件
公売箇所



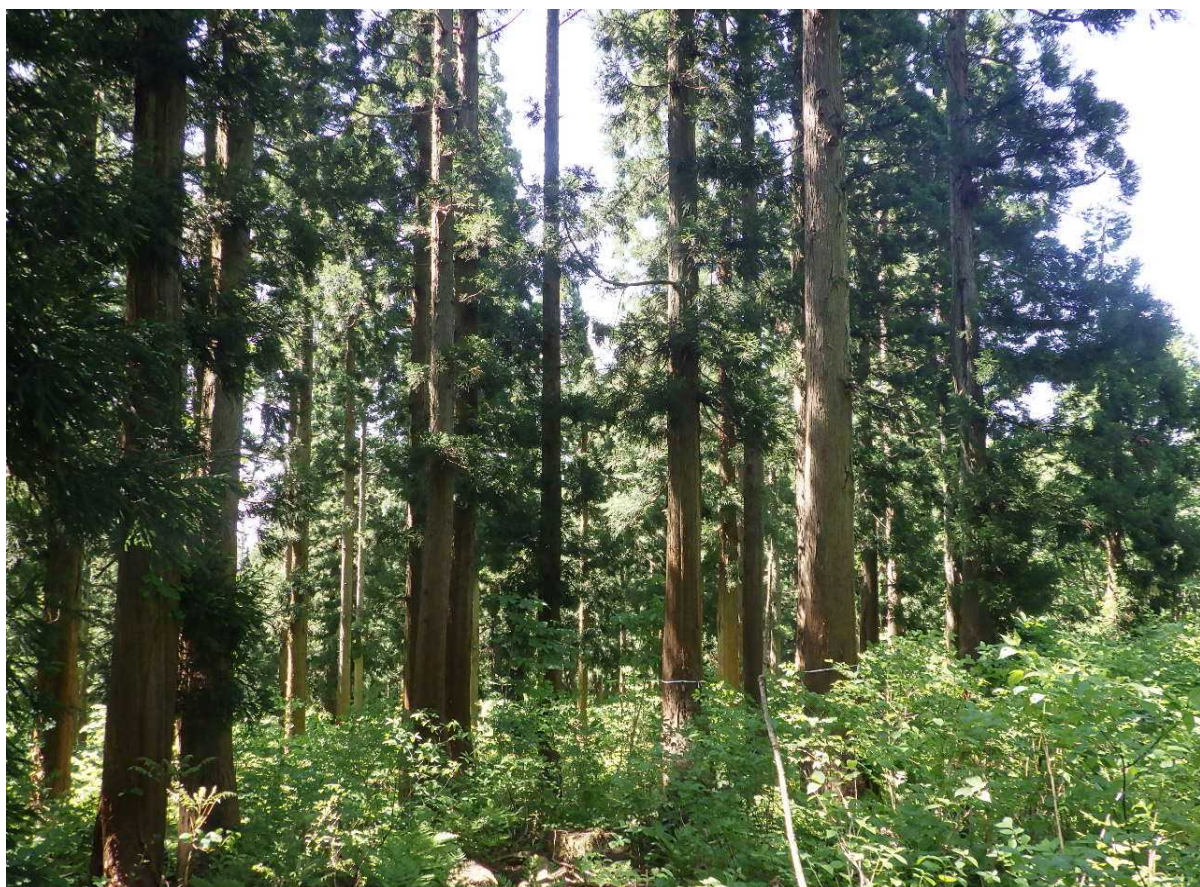
2号物件 区域図

新潟県上越市板倉区筒方字三角山・クラガリ国有林83き1、み、ひ林小班

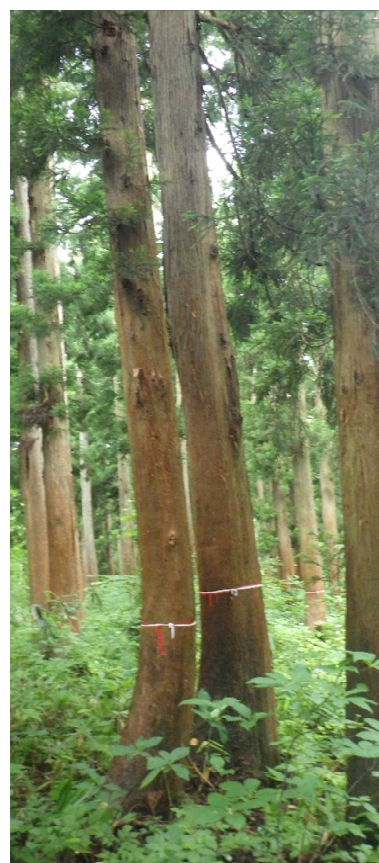
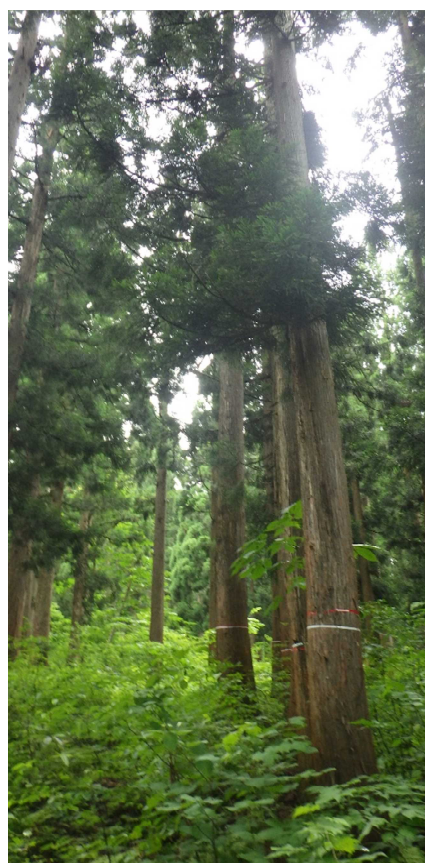


1 介在地

令和5年度上越森林管理署 第1回立木公売



2号物件 83き1林小班



2号物件 83み林小班



2号物件 83ひ林小班

特約事項

今回実施の第1回立木資格付一般競争入札については、下記のとおり入札条件がありますので、ご留意のうえ入札して下さい。

上越森林管理署長

入札条件

- 1 現地案内で説明した入札条件等の事項について承知した上で入札してください。なお、現地案内に参加されなかった方の入札についても、現地案内で説明した入札条件等の事項について承知したものとみなします。
- 2 1号物件については、生物多様性の保全等の観点から、多様な樹種の構成につながること等のため、販売区域内の一部の有用広葉樹を保残することとします。保残木は、白テープにより表示していますので、伐採時には注意してください。
- 3 1号物件については、新潟県道39号線（妙高高原公園線）に沿って電線があるため、十分注意して作業してください。
- 4 林産物や林業機械のトラック運搬について、運搬に使用する車輛が運搬区間の道路等周辺施設に損傷を与えず走行できるか現地確認のうえ入札してください。また、私道・公道における申請等については、買受けた方において所定の手続きを行うこととなります。万一、道路等周辺施設に損傷を与えた場合は、買受けた方が当該所有者と協議のうえ、買受けた方の負担により修復または賠償等を行っていただくこととなります。
- 5 物件を買受けた方は、伐採搬出に際して労働安全衛生に十分配慮し、作業制限事項及び搬出期限等を遵守のうえ作業してください。
なお、作業前に必ず「事業計画届」及び「無料利用請書（販売区域外の利用がある場合）」を各物件の該当する森林事務所の森林官へ提出してください。
- 6 森林作業道（搬出路）作設時は、別紙「特約事項」のとおり作設してください。
- 7 保安林に指定されている箇所における立木の伐採、作業道・土場の作設等土地の形質変更等に係る法令手続きについては県知事への申請が必要となりますので、買受けた方において許可申請をお願いいたします。

詳しい手続き方法に関しては、新潟県上越地域振興局 農林振興部 林業振興課(立木伐採)
(Tel: 025-526-9465)、農用地課(土地の形質変更)(Tel: 025-526-9576)へお問合せください。

申請の際は事前に各物件の該当する森林事務所あてご連絡いただきますよう、お願いいたします。

なお、許可区域以外での搬出路・土場の作設及び立木の伐採は認められませんのでご注意ください。

8 支障木の調査及び保安林に係る許認可の手続きには時間を要するので、予め余裕をもって各物件の該当する森林事務所へ申し出てください。

9 県道へ敷鉄板や看板等工作物を設置する場合等には、新潟県上越地域振興局への「占用許可申請」等の手続き、各物件を管轄する警察署への「道路使用許可申請」等の手続きが必要となります。必要な場合は買受けた方により所定の手続きを行っていただきますが、事前に各物件の該当する森林事務所あてご連絡いただきますよう、お願いいたします。

10 現場及び現場周辺の自然環境等の保全のため、作業によって発生した根株や末木枝条等は安定させ谷筋、沢地、河川や水路の流路等へ残置しないでください。

また、降雨等による作業道及び土場の損傷・土砂流出を防ぐため、作業道等の作設及び使用に当たっては、水切りの作設等適切な対策を講じていただきますよう、お願いいたします。

11 買受けた立木については、搬出期間内に原則全て搬出をお願いいたします。

12 伐採搬出の際は、「官民境界標識」に毀損、亡失等のないように作業を行ってください。万一、毀損等があった場合は、買受けた方の負担で復元していただくこととなります。

13 搬出が完了しましたら現地を確認いたしますので、林業機械収去前に各物件の該当する森林事務所へご連絡いただきますようお願いいたします。

特約事項（立木販売）

（伐採・搬出、森林作業道等作設）

- 1 買受人は、「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守しなければならない。
ただし、指針3の①及び⑤は適用しない。
（詳しくは、関東森林管理局ホームページの「国有林野における林地保全に配慮した施業の推進について（立木販売・製品生産事業における取組）」をご覧ください。
https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/202212_rintihozen.html）
- 2 事業計画書等の提出及び承認
 - （1）買受人は、現地を精査の上、「立木販売箇所の事業計画書」を作業に着手する10日前までに当該事業地を管轄する森林官等（以下「森林官」という）を経由の上、上越森林管理署長へ提出し、その承認を受けること。
 - （2）事業計画書には、森林作業道等の路網計画を明示した図面を添付すること。
添付する図面は、別途作成する図面（保安林協議又は労働安全衛生規則等に基づき作成するものなど）を使用して差し支えない。ただし、等高線、予定線形、総延長、路網密度、幅員、土場の箇所等が記載されたものであること。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト」の内容を確認の上、添付すること。
 - （3）買受人は、（1）で承認を受けた森林作業道等の路網計画に変更する必要があるときは、その変更について森林官を経由の上、上越森林管理署長に提出し、その承認を受けること。
 - （4）買受人は、（1）及び（3）に基づいて提出した事項について、上越森林管理署長の承認された後に着手すること。
- 3 買受人は、森林作業道等を作設する必要があるときは、以下の項目を遵守し施工すること。
 - （1）路網
 - ア 配置
 - （ア）路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。
 - ① 地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
 - ② 地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
 - ③ 排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
 - ④ 急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。

- ⑤ S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

イ 幅員

幅員は、3 m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5 m程度の余裕を付加することができる。

ウ 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、横断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

- ① カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
- ② 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

(2) 施工

ア 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5 m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

イ 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30 cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30 cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2 mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度を持たせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

ウ 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

エ 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

(3) 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場所は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

(4) その他

ア 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋没することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

イ 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

ウ 本特約事項に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

- 4 上越森林管理署長は、1、3の不遵守や、2（1）及び（3）において承認した事項と異なる施工が行われたことにより、林地崩壊が発生し又は発生する恐れがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人に対し、買受人の負担において、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を命ずることができる。この場合において、買受人は上越森林管理署長の命に応じ、必要な措置を講じること。

伐採及び搬出に係るチェックリスト

____年 ____月 ____日

立木販売買受者：_____

売買物件の所在地：_____

チェック項目	確認
（１）伐採区域の確認 ① 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。 ② 着手前に必ず伐採区域の事前確認を行う。 ③ 区域表示の方法（標示の明瞭度、間隔等）を確認、また現場末端まで周知を行う。 ④ 林地や生物多様性の保全に配慮し、森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を保全する。	
（２）林地保全に配慮した集材施設の設計 ① 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に選定する。 ② 森林作業道等・土場の作設は必要最小限にする。 ③ 森林作業道等の線形は、極力等高線に合わせ、森林作業道等・土場は溪流等から距離をおいて配置する。 ④ 森林作業道等は、溪流等を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑤ 伐採区域のみで森林作業道等の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することも検討し、森林官等と協議を行う。 ⑥ 水道の取水口の周辺、人家等特に重要な保全対象が下方にある場合は、森林作業道等・土場を配置しない。また、必要により丸太柵工等の対策を講じる。なお、集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。 ⑦ 森林作業道等のヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑧ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、森林作業道等・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流等に流出しない工夫をする。 ⑨ 現場の状況に応じて、森林作業道等・土場の配置に係る計画の変更を行う。	
（３）林地保全に配慮した集材施設の施工 ① 森林作業道等の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ② 切土高を可能な限り低く抑え、盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。 ③ 余剰な残土・根株については、溪流等の付近は避け、地盤が安定した箇所に、安定した状態で置く。 ④ 雨水による路面の洗堀・路肩の崩壊等を避けるため、路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。 ⑤ 崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、必要により丸太組工等の対策を講じる。 ⑥ 溪流等横断箇所においては、洗い越しでは大きめの石等を使用し、路面を一段下げる、暗渠の場合は詰まらないように杭を立てるなどの対策を講じる。	
（４）作業実行上の配慮 ① 森林作業道等・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③ 伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に必要な対策を講じる。 ④ 枝条等は溪流等の付近には放置しない。安定した場所に集積しておく。 ⑤ 主伐の場合、伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。	
（５）事業中・実施後の整理 ① 事業中は必要により、事業完了間近の時点で森林官等に現場立会いを求め、林地保全上の措置等について協議する。 ② 跡地検査時点では上記の措置も含め検査を受け、必要な措置があれば実施する。	
（６）生物多様性への配慮 ① 希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ② 集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。	

無 料 利 用 請 書

申請者住所

氏名（名称）

連絡先

申請年月日 年 月 日

承認者

承認番号 第 号

承認年月日 年 月 日

国有林野の無料利用に関し、下記条項を承諾の上請書を提出します。

記

国有林野 所在地	
利用用途	
国有林野面積	h a
利用期間	自 年 月 日 至 年 月 日
利用者	住所・連絡先： 氏名又は名称：
添付資料	実測図、位置図 ※国有林野管理規程（昭和 36 年農林省訓令第 25 号）第 81 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる場合において、実測の必要がないと認められる場合は、見取図をもって実測図に代えることができる。
備考	

条 項

- 1 利用承認を受けた国有林野（以下「利用承認地」という。）を利用目的以外の用途にこれを使用し、又は転貸をしないこと。
- 2 利用期間が満了したときは、直ちに返地届を提出するとともに上越森林管理署長の指示による跡地検査に立ち会うこと。利用期間満了前に返地しようとするとき、又は第4項第1号若しくは第2号の規定によりこの承認を取消されたときにおいても、同様とする。
- 3 利用者は利用承認地を返還するときは、上越森林管理署長の指定する期日までに自己の負担において原状に回復すること。ただし、原状に回復することが適当でないと上越森林管理署長が認めたときは、この限りでない。
- 4 次の各号の一に該当するときは、この承認の全部又は一部を取消されても異議の申し立てをしないこと。
 - (1) この請書に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 利用者が、国有林又はその産物に被害を与えたとき。
 - (3) 国において公用、公共用又は公益事業の用に供するため、利用承認地を必要とするとき。
- 5 利用者の責に帰する事由により、利用承認地の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又は毀損による利用承認地の損害に相当する金額を損害賠償として上越森林管理署長に納付すること。
- 6 前項に掲げる場合のほか、この請書に定める義務を履行しないため国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に納付すること。
- 7 利用者は、利用承認地の利用に関連して、当該利用承認地及びその周辺において、土砂の崩壊若しくは流出又は火災等の災害により国の所有する立木その他地上物件に被害が発生又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく上越森林管理署長に届け出るものとする。
- 8 利用承認地の使用により、土砂の崩壊、流出等国土保全上支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、利用者は遅滞なく適切な措置を講じなければならない。また、これに関し上越森林管理署長の指示があったときは、それに従わなければならない。
- 9 上越森林管理署職員又はその認めた者が業務の必要上、利用承認地を通行又は利用することがあってもこれを拒まないこと。

委 任 状 （例）

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 年 月 日

2 件 名

3 入札に関する一切の件

年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
上越森林管理署長

殿

注意： **代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。**

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1 - 2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委 任 状 （例）

私は、都合により を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

1 入札に関する一切の件

2 見積もりに関する事項

3 委任期間

年 月 日から 年 月 日

年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
上越森林管理署長

殿

入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

年 月 日

分任契約担当官

上越森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名押印」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１）暴力的な要求行為を行う者
- （２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入 札 時 の 注 意 事 項 に つ い て

- 一 入札番号の記入漏れは有りませんか。
- 二 金額の間違い、特に桁違いに注意してください。
- 三 入札の年月日は必ず記入してください。
- 四 署名又は記名漏れはございませんか。

以上の項目について、お間違えのないようお確かめのうえ入札されるようお願いします。

上越森林管理署長